

平成21年11月宮崎県定例県議会

少子化・子育て支援対策特別委員会会議録

平成21年12月9日

場 所 第5委員会室

平成21年12月9日（水曜日）

午前10時00分開会

会議に付した案件

○概要説明

福祉保健部

次世代育成支援宮崎県行動計画(案)について
婚姻件数と離婚件数の推移について

○協議事項

1. 次回委員会について
 2. その他
-

出席委員（11人）

委員	長	凶師博規
副委員	長	田口雄二
委員		米良政美
委員		蓬原正三
委員		押川修一郎
委員		外山衛
委員		松村悟郎
委員		太田清海
委員		西村賢
委員		新見昌安
委員		水間篤典

欠席委員（1人）

委員		外山良治
----	--	------

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	高橋博
--------	-----

福祉保健部次長 (福祉担当)	加藤裕彦
-------------------	------

こども政策局長	山田敏代
部参事兼 福祉保健課長	佐藤健司
医療薬務課長	安井伸二
障害福祉課長	高藤和洋
健康増進課長	相馬宏敏
こども政策課長	京野邦生
こども家庭課長	舟田美揮子

事務局職員出席者

政策調査課主査	松崎勝一
議事課主査	山中康二

○**凶師委員長** それでは、ただいまから少子化・子育て支援対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程（案）をごらんください。

3の概要説明であります。まず本日は、現在改訂中である「次世代育成支援宮崎県行動計画(案)」の概要及び、以前から持ち越しとなっております、押川委員のほうからも提言がありました、婚姻件数と離婚件数の推移について別途資料を用意させましたので、その説明をいただきたいと考えております。

なお、この次世代行動計画につきましては、関係する教育委員会と商工観光労働部がほかの委員会に出席中でございますので、現在、中心となって改訂を進めております福祉保健部に説明をお願いしたいと考えております。

今さらであります。この委員会もことしが最後、年度内もきょうを入れましてもあと3回で終わりとなります。しかし、実質集中審議をいたしますのがきょうで最後となる予定です。今回は、委員会報告の骨子（案）を皆様方に御

提示いたしまして、2月の定例議会では報告書の御承認をいただければという流れになりますので、執行部のほうと詳細な意見交換をするのはきょうが最後であります。

宮崎県におきましては今まで、合計特殊出生率が全国で2位という高い数値を示しておりますものの、どれほどの政策的な効果があったのかというところの検証はまだ不十分で、この1年かけて、県内、県外先進地のあらゆる政策の勉強をしてきたところでもありますので、我々のこの委員会活動の内容を、ぜひとも次世代育成支援宮崎県行動計画の改訂版の中に織り込んでいけるような意見交換、協議を本日していただければと切に思っております。

また、本日は、その計画（案）につきまして執行部より説明をいただきます。少々時間は長くなりますが、全体的に説明をしていただきまして、委員の皆様におかれましての積極的な意見交換、または御指摘などをよろしくお願いしたいと思っております。以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**図師委員長** それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、しばらく休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○**図師委員長** 委員会を再開いたします。

福祉保健部においでいただきました。お忙しいところ、まことにありがとうございます。

本日は、次世代育成支援宮崎県行動計画の改訂版につきまして詳細な説明をいただくこととなっております。またあわせて、婚姻件数、離婚件数についての追加の説明もいただくことと

なっております。

この次世代計画につきましては、本県の合計特殊出生率を全国一に引き上げることに大きく関係する計画となりますので、我々が1年間勉強、研修してきた内容と、また皆様方がここまで練り上げてこられた計画の内容をここでしっかり協議させていただきまして、来年度から実施されるこの計画が、さらに県民の少子化並びに子育て環境の改善につながることを切に願ひまして、委員会のほうを始めさせていただきたいと思ひます。

それでは、早速であります。執行部の説明をよろしく願ひいたします。

○**高橋福祉保健部長** おはようございます。福祉保健部でございます。

お手元の委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。本日の説明事項は、先ほど委員長のほうからもありましたように、一つが、次世代育成支援宮崎県行動計画（案）の概要について、もう一つが、婚姻件数と離婚件数の推移についての2項目でございます。詳細につきましてはこども政策課長から説明いたしますので、どうぞよろしく願ひいたします。

私のほうからは以上でございます。

○**京野こども政策課長** それでは、次世代育成支援宮崎県行動計画（案）の概要について説明いたします。

なお、説明の内容につきましては、12月7日の厚生常任委員会で報告したものと一部重複する部分があり、また説明の時間についても多少長くなりますので、あらかじめ御了解いただきたいと存じます。

特別委員会資料の1ページをごらんください。まず、計画策定の趣旨等についてであります。

I 計画策定の経緯ですが、この計画は、次世代育成支援対策推進法の規定により、国の行動計画策定指針に即して5年ごとに策定することとされているもので、本日お示しする計画（案）につきましては、現行計画に必要な見直しを加えた平成22年度から26年度までを計画期間とする後期の行動計画であります。

次に、II 計画の策定に当たってについてであります。1にありますとおり、この行動計画は、新みやざき創造計画において「安心して子どもを生み、育てられる社会づくり」を具体化する部門別計画として位置づけられるものであります。

また、2のとおり、子どもに関する施策を総合的に推進する観点から、これまで単独で策定しておりました、青少年の健全育成計画であります「ひむか青少年プラン21」につきましても今年度見直し作業を行い、この計画と一体のものとして策定しているところであります。なお、3の行動計画策定指針から6の住民等の意見につきましては、計画を策定するに当たり考慮に努めた事項であります。

2ページをお開きください。計画の基本的な考え方についてであります。この計画は後期計画との位置づけでありますので、I 現計画（前期計画）の成果について説明いたします。3の前期計画の成果についてであります。現計画では、計画全体及び施策の推進状況を点検・評価するため、総合成果指標と個別成果指標を設定しております。まず、総合成果指標の状況であります。②の合計特殊出生率は平成20年が1.60と、21年度の目標である1.49超は達成しております。しかしながら、①の「子育てに関して不安感や負担感などを感じている県民の割合」につきましては、平成20年度の県民意識調

査結果によりますと67.5%となっており、目標である58%に達していない状況にあります。次に、個別成果指標の状況であります。各施策ごとに推進状況の把握を行うために56項目の目標を設定しており、全体的にはおおむね順調に推移しておりますが、「地域における子育て支援の推進」や「子育てと仕事の両立支援の推進」などの分野で、一部に計画どおりに進捗していない項目が見られたところです。

なお、詳細につきましては、前回の当委員会において説明を行っておりますので省略させていただきます。

続きまして、II 新たな計画の基本的な考え方について説明いたします。1の計画の基本理念についてであります。新みやざき創造計画における「県民総力戦」という計画推進の基本的考え方、そして次世代育成支援対策を進めるに当たっての子どもの視点の必要性などを踏まえまして、社会全体で「子育て」や「子どもの育ち」を支援する県づくりを図るため、3ページの四角囲みにあるとおり、計画の基本理念としましては、「子どもと子育てをみんなで支え、安心と喜びが広がるみやざきづくり」とすることとしております。

次に、2の計画の基本目標についてであります。本県の次世代育成支援に関する課題として、前期計画策定時に抽出しました「少子化の急速な進行への対応」「子育てに安心と喜びが得られる環境の整備」「地域における子育て機能の再生」につきましては、現状でも解決すべき重要な課題でありますので、前期計画との継続性も考慮しまして、基本目標については現行計画と同様、「安心して子どもを生み、育てることを地域や県民全体で支え合う社会づくり」を初め3つの目標を掲げることとしております。

次に、3の計画の評価方法についてですが、計画を評価するための目標としまして、今回も総合成果指標と個別成果指標の設定を行うこととしております。総合成果指標は、前期計画と同様、①の「子育てに関して不安感や負担感などを感じている県民の割合」、②の合計特殊出生率の2つとしまして、計画の最終年度である平成26年度の目標値は、①については前期計画で最終目標に掲げている50%とし、②の合計特殊出生率は平成20年比0.1ポイント増の1.70としております。なお、個別成果指標につきましては、国が全国共通での設定を求めています。保育関係の事業とともに、各施策の方向ごとに最低1つ以上の指標を設定し、施策レベルでも進捗状況の評価を行うこととしたいと考えております。具体的な指標につきましては、今後、市町村や関係部局との協議を経まして設定することとしております。

資料4ページをお開きください。後期計画の策定に当たって社会環境の変化等を見ておりますが、まず、1の少子化の現状について説明いたします。①の出生数・合計特殊出生率についてですが、本県の出生数は昭和25年には約3万5,000人の子どもが生まれていましたが、第1次ベビーブーム後は減少傾向となり、図1の棒グラフにありますように、平成17年に戦後初めて1万人を割り込み、平成20年の出生数は1万292人となっております。また、合計特殊出生率は折れ線グラフで示しておりますが、出生数と同様、平成17年には1.48まで落ち込んだものの、その後上昇に転じ、平成20年には1.60となり、全国平均である1.37を上回っております。

②の子どもの数の将来推計につきましては、日本の総人口は、平成17年の1億2,774万人から平成67年には8,993万人になると推計されてお

ります。本県においても、平成17年の115万3,000人から平成47年には91万2,000人となり、15歳未満人口につきましても、図2にありますように、同じく16万9,000人から9万5,000人になると推計されております。

資料5ページをごらんください。③の少子化の要因についてであります。まず、アの未婚化・晩婚化の状況については、図3にありますように、30歳代後半の未婚率を見ますと、本県は実線で表示しておりますが、昭和60年は本県の男性が10.0%、女性は6.5%であったものが、平成17年には男性が27.1%、女性は18.2%と大幅に上昇しております。また、図4にありますように、本県は実線で表示しておりますが、平均初婚年齢は、昭和60年は男性が27.7歳、女性は25.6歳であったものが、平成20年には男性が29.2歳、女性27.7歳となっており、未婚率と同様の傾向を示しております。

イの夫婦の出生力の状況については、資料6ページをお開きください。図5にありますように、本県の出生数を出生順位別で見ますと、第3子以降が生まれる割合は、昭和60年が24.5%であったものが平成20年には19.9%と減少しており、夫婦の子どもの数そのものが減っている状況にあります。

次に、2の家族の状況についてであります。①世帯の動向についてですが、アの世帯数及び1世帯当たり人員の推移については、図6にありますように、世帯数が棒グラフ、世帯当たりの人員を折れ線グラフで表示しておりますが、本県の世帯数は増加傾向にあります。一方で1世帯当たりの人員は、昭和60年には3.07人であったものが平成17年には2.50人と、核家族化の進行がうかがえます。

②就業の状況についてですが、アの世帯の就

業状態は、資料7ページをごらんください。図7にありますように、夫婦の就業状態を見ますと、グラフ一番左の「夫・妻とも就業者」は49.7%、13万5,480世帯となっております。また、その割合は近年は減少傾向にあります。これは、高齢化の影響等から「夫・妻とも非就業者」が増加していることに関係していると思われます。

イ労働力率の状況については、図8にありますように、年齢階級別の労働力率を見ますと、下のほうの折れ線グラフですが、女性は30～34歳の階級を底としたM字カーブを描いており、出産や育児のために仕事を離れている実態がうかがえます。

3の子育て・子育ての状況についてであります。①子育ての実態についてですが、県が平成20年度に実施した「結婚・子育て意識調査」から以下のような意識が見られております。アの子育てに関する悩みや不安の相談相手については、資料8ページをお開きください。図9にありますように「配偶者」が73.1%と最も多く、以下、「自分の親」58.3%、「友人・知人」56.4%の順となっております。ほとんどの人が身近な存在である人に相談している状況にあります。イの急用時に子どもを預ける場所については、図10にありますように、「自分の親」71.3%が最も多く、以下、「配偶者の親」「きょうだい・親戚」の順となっております。

資料9ページをごらんください。②の子育てに関する保護者の意識についてであります。アの子育てに関する不安感・負担感につきましては、さきの委員会でも説明してきておりますので省略させていただきます。

資料10ページをお開きください。イの子育て環境の整備について行政に望むことについては、図13にありますように、「出産費用の援助や児童

手当、扶養控除の増額など子育てのための経済的支援の拡充」が最も多く、次いで「保育所や幼稚園などの費用負担の軽減」「育児休業制度や退職者の再雇用制度の充実など職場環境の整備」の順となっております。なお、在宅で保育を行う家庭は、図14にありますように、「子育てに対する経済的支援」「一時的に預かってくれるところがほしい」の順となっております。

資料11ページをごらんください。③子どもの育ちをめぐる状況についてであります。アの児童相談所での児童虐待相談処理件数の推移については、図15にありますように、下のほうの折れ線グラフですが、本県の平成20年度の児童相談所での児童虐待相談処理件数は287件となっており、過去最高となっております。イの非行の状況については、図16にありますように、全国ともども近年減少傾向にあります。

資料12ページをお開きください。ウの不登校の状況につきましては、本県の平成19年度の不登校児童生徒数は、図17にありますように、小学校、中学校ともに横ばい傾向にあります。

エのひとり親世帯の推移については、平成19年の本県のひとり親世帯は、図18にありますように1万7,915世帯と推計されております。

資料13ページをごらんください。今回、計画の策定に当たりまして県民の方々から御意見を伺っており、15ページまでにその内容を掲載しております。その主なものを説明いたしますが、1の県民に対するアンケート調査につきましては、先ほど7ページから10ページにかけて説明したとおりでございます。

2の大学生・企業との意見交換会の①の「大学生との意見交換会」での意見につきましては、まず、1番目の丸ですが、「結婚したいとは思いますが、まずはしっかりとした仕事に就くことが前

提。生活を安定させた上で、はじめて結婚を考えることになると思う」、2番目の丸、「結婚後に家庭に入るか否かは、自分が就いた仕事にもよる。自分の夢を叶えられた就職であればやめないが、そうでなかった場合は、家庭に入る可能性はあると思う」などの意見がございました。

資料14ページをお開きください。②の「企業との意見交換会」において、4社から、ワーク・ライフ・バランスを推進する上での課題などについて意見を伺っております。主な意見としましては、一番上の丸、「育児休業や各種休暇制度は設けているが、取得が十分に進まない状況にあるため、取得しやすい職場環境づくりが課題である」等の意見がございました。

また、子育て応援みやざき県民会議委員及び宮崎県青少年問題協議会委員の方々からも幅広く意見をいただいております。その概要について資料14～15ページに掲載しております。説明は省略させていただきますが、このような意見を踏まえ計画（案）に反映させているところであります。

続きまして、計画（案）の施策体系や施策の方向等の説明に移らせていただきます。

24ページをお開きください。まず、基本目標1の「安心して子どもを生み、育てることを地域や県民全体で支え合う社会づくり」につきましては、「次世代育成支援についての意識啓発」や「地域における子育て支援の推進」などを施策の方向として展開していきたいと考えております。同様に、基本目標2の「子育てを男女がともに担い、子育ての喜びを実感できる社会づくり」につきましては、「家庭や地域における男女共同参画の推進」や「職業生活と家庭生活との両立の推進」などに、基本目標3の「子どもの人権が尊重され、子どもの生きる力が育まれ

る社会づくり」につきましては、「子どもの人権を尊重する社会づくりの推進」や「生きる力を育む教育の推進」などに取り組むこととしております。

大変恐縮でございますが、資料については、再度戻っていただきまして、16ページをお開きください。施策の方向ごとの具体的に取り組む内容について説明いたします。

まず、基本目標1の「安心して子どもを生み、育てることを地域や県民全体で支え合う社会づくり」に係る施策についてであります。施策の方向については四角で囲んでおりますが、1の「次世代育成支援についての意識啓発」の具体的な内容につきましては、まず、①の県民全体で次世代育成を支援する気運づくりとしまして、一番上の丸であります。各種広報媒体の活用や啓発事業の実施、さらには児童福祉週間の実施などを通じて社会全体で子育てを考える機会の提供や、次の丸の民間との連携により子育て家庭に特典や心遣いなどのサービスの提供を行う県民運動を推進することにより、県民全体で子育てを応援する機運の醸成などを展開してまいりたいと考えております。

②の県民との協働による次世代育成支援対策の推進としまして、3つ目の丸になりますが、子育て支援活動の実践に意欲のある県民が地域において取り組めるよう市町村との連携により活動機会の確保や、5つ目の丸の青少年健全育成活動に取り組む団体等の活動を支援し、県民が青少年健全育成活動に参画する機会の拡充等に努めたいと考えております。

次に、施策の方向2の「地域における子育て支援の推進」についてであります。①の子育て支援サービスの充実としまして、一番上の丸になりますが、子育て中の親子の交流、子育ての

不安に対する相談指導及び子育てサークルへの支援などを行う地域の子育て支援のための拠点づくりを促進するとともに、3つ目の丸ですが、子育て支援を行うNPO等民間団体が行う地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動への支援、次の丸ですが、ファミリー・サポート・センター（在宅で保育を行う家庭を支援するため、育児に対する援助を受けたい人で行いたい人を会員として組織し、育児についての助け合いを行う相互扶助システム）の設置促進などに取り組んでまいりたいと考えております。また、資料17ページをごらんいただきまして、1つ目の丸から3つ目の丸にかけてありますが、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、子どもの健全な成長や発達に資するための子育て家庭に対する手当の支給など、子育ての経済的負担の軽減対策の推進については、国の責務として適正に実施されるよう国に対しての働きかけや、私立学校における子どもの多様な教育機会を確保するための経済的負担の軽減への助成、さらには乳幼児医療費助成の安定的な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、②の保育サービスの充実としまして、1つ目と2つ目の丸になりますが、就労形態の多様化、保護者や児童の急な疾病等によるさまざまな保育ニーズに対応する必要がありますので、保育所における延長保育、一時預かりや病児・病後児保育、また幼稚園における子育て家庭に対する支援や預かり保育などの充実を促進していきたいと考えております。

次に、③の健全育成活動の推進としまして、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の放課後の安全・安心を確保するため、1つ目の丸になりますが、放課後児童クラブの設置促進や、4つ目の丸の児童館における

児童への健全な遊びの場の提供や相談事業の実施など、地域の実情に応じた子育て支援機能を発揮できるよう活動内容の充実を促進したいと考えております。また、学校での健全育成のための施策としまして、3つ下の丸になりますが、いじめや不登校、非行等問題行動の解決を図るため、学校へのスクールカウンセラーの配置や自立支援指導員の派遣など校内指導体制の充実を図ってまいりたいとしております。また、青少年の非行防止活動の推進のため、5つ下の丸になりますが、学校少年サポートセンターを初めとした関係機関と連携し、非行問題に関する相談活動等を行うこととしたいとしており、特に7月から8月を「青少年非行防止県民総ぐるみ運動」の期間と定め、県民大会の開催等非行防止等に向けた取り組みを関係機関と連携して集中的に実施したいとしております。また、下から3つ目の丸にありますように、青少年を取り巻く有害環境の浄化活動や有害情報から青少年を守る活動を、関係機関や地域等と一体となって推進したいとしております。

次に、18ページをお開きください。施策の方向3の「親と子どもの健康づくりの推進」についてであります。まず、①の子どもや母親の健康の確保としまして、安心して子どもを産み育てることができるよう、市町村と連携しながら妊産婦健診の充実を図るとともに、1つ目の丸にありますように、妊娠・出産、育児に関する不安に対応するため、相談事業や訪問指導の効果的な実施に取り組んでまいりたいとしております。また、安心して妊娠・出産できる環境を確保するため、4つ目の丸ですが、家庭における夫など身近な家族の妊娠・出産に関する知識の習得や、妊産婦の育児や日常生活の負担の軽減、また、妊婦が希望する分娩方法を選べるな

ど、妊産婦に対する理解と配慮のある環境の整備に努めたいとしております。また、妊娠・出産期において母体の健康を保ち安心して妊娠・出産ができる環境を確保するため、次の丸にありますとおり、地域分散型の周産期医療体制の維持・充実を図っていききたいとしております。次の丸以降にあります。乳幼児の健診体制の充実、さらには乳幼児等の障がいや疾病等の予防、早期発見・早期治療体制の充実にも努めていく必要があると考えております。

次に、②の食育の推進であります。1つ目の丸にありますとおり、家庭、学校・保育所等における子どもの成長に応じた食育の推進などを進めていききたいとしております。

次に、③の思春期保健対策の充実であります。1つ目の丸になりますが、性教育や乳幼児との触れ合い体験を通して、自分自身や周囲の人たちの命を大切にする豊かな心をはぐくみ、次世代を生き育てることができる健全な母性、父性の涵養や、3つ目の丸にありますとおり、避妊や性感染症に関する正しい知識を習得するとともに、性にかかわる態度や行動を自主的に決定できる能力を養うため、同世代の同じ悩みを持つ者同士のピアカウンセリングを実施し、10代の妊娠、人工妊娠中絶や性感染症の減少を図りたいとしております。

次に、④の小児医療の充実についてであります。1つ目の丸にありますとおり、小児救急医療に関して、県北部、県中部、県西部の3つの医療圏に再編することも医療圏構想について、地元医師会や市町村等関係機関で構成するプロジェクトチームで検討を進めるとともに、3つ目の丸の悪性新生物等の小児慢性特定疾患について治療研究を促進し、医療の確立、保護者の医療費負担の軽減を図ってまいりたいとしてお

ります。

次に、⑤の不妊相談・治療対策の充実についてであります。1つ目の丸は、近年増加している不妊に悩む夫婦や不妊治療を受けている夫婦に対し、相談やケアを行う不妊専門相談センターの維持・充実を図っていききたいというものであり、2つ目の丸は、体外受精や顕微授精は保険適用がなく治療費が高額となり、治療を受ける夫婦の経済的負担が大きいため、不妊治療費助成制度の活用により経済的負担の軽減を図っていききたいというものであります。

施策の方向4「子育てにやさしい環境・まちづくりの推進」についてであります。まず、①の良質な住宅の確保としまして、1つ目の丸になりますが、子育てを担う世代がゆとりある住宅を確保できるよう住まいの情報提供や、2つ目の丸の公営住宅に係る優先入居制度の活用を進めていききたいとしております。

次に、②の良好な居住環境の確保としまして、1つ目の丸ですが、子育て世帯が適切な負担で安心して子どもを育てることができるよう、特定優良賃貸住宅等の良質な共同住宅の供給を促進してまいりたいとしております。

次に、③の安全な道路交通環境の整備としまして、1つ目の丸の子どもが安全・安心に通行できるよう通学路などの歩道整備や交通安全の確保を図るため、既設歩道の段差・勾配の改善の推進、さらには、2つ目の丸の信号機、道路標識等交通安全施設を整備し、子どもを含む歩行者、自転車利用者に対する安全通行の確保などに努めてまいりたいとしております。

④の安心して外出できる環境の整備としましては、1つ目の丸の公共交通機関や公共的建築物において段差の解消等のバリアフリー化などを推進し、妊産婦や乳幼児連れの親等すべての

人が安心して外出できるようにしていきたいとしております。

⑤の公園や住居における防犯対策の推進としましては、1つ目の丸になりますが、都市公園において街灯の配置など犯罪防止に向けた環境改善を進めるとともに、関係機関と連携したパトロールなどの防犯対策に努めたいとしております。

施策の方向5の「子どもの安全を確保するための活動の推進」についてであります。まず、①の子どもの交通安全を確保するための活動の推進としまして、1つ目の丸になりますが、市町村交通安全担当者、交通安全協会職員などを対象に、交通安全教育に携わる指導者の資質の向上を図っていききたいとしております。また、一番下の丸ですが、チャイルドシートの装着及び全席シートベルト着用の効果に関する広報啓発活動を徹底してまいりたいとしております。20ページをお開きください。一番上の丸ですが、保護者等に対するチャイルドシート等の装着について、幼稚園等における交通教室等の開催を通じて指導等を行ってまいりたいとしております。

次に、②の子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進としましては、2つ目の丸になりますが、防犯講話などあらゆる機会を通じて防犯に関する情報を提供し、自主防犯ボランティア活動の活性化や地域住民における自主防犯活動の参加促進、4つ目の丸になりますが、子どもが被害者となる事件等を未然に防止し、安心して登下校できるよう、通学路や学校周辺において、教職員及びPTA等の学校関係者、自主防犯ボランティア団体等と連携してパトロール活動や見守り活動等を実施し、子どもの安全確保等を推進したいとしております。

次に、③の学校等における子どもの安全確保としまして、1つ目の丸ですが、幼稚園、保育所及び認定こども園の耐震化を促進するため、園舎等の耐震診断に対する支援などを行うとともに、一番下の丸ですが、学校巡回指導員及び地域の学校安全ボランティアとの連携を進め、登下校時における子どもの安全確保を進めたいとしております。

次に、④の被害にあった子どもの保護の推進としまして、1つ目の丸ですが、児童相談所機能の充実や児童養護施設など児童福祉施設の一層の機能強化を図ることにより、被害を受けた子どもの適切な保護と自立支援を進めていききたいとしております。

次に、基本目標2の「子育てを男女がともに担い、子育ての喜びを実感できる社会づくり」についてであります。

施策の方向1の「家庭や地域における男女共同参画の推進」についてであります。まず、①の固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の推進としまして、1つ目の丸にありますように、啓発資料の作成・配付や男女共同参画センターを中心とした情報提供、講座の開催などを行っていききたいとしております。

次に、②の男女がともに子育てに参加しやすい環境づくりの推進としまして、1つ目の丸になりますが、男女共同参画センターでの子育て中の父親を対象とした講座の開催などにより、男性の子育て参画などを促進していききたいとしております。

21ページをごらんください。次に、施策の方向2の「職業生活と家庭生活の両立の推進」についてであります。まず、①の仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しとして、1つ目の丸ですが、事業主や労働者などを対象とし

た講演会等の開催などにより、仕事と生活の調和実現に向けた制度の普及啓発や情報提供に努めてまいりたいとしております。また、4つ目の丸になりますが、職場環境づくりに取り組む先進企業を広く県民に周知すること等により社会的評価の向上に努めてまいりたいとしております。

次に、②の仕事と子育ての両立のための基盤整備としまして、1つ目の丸ですが、保育サービスの充実、放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センターの設置促進などにより、仕事と子育ての両立を実現するための基盤の整備に努めていきたいとしております。

次に、施策の方向3の「子育ての喜びを広げる啓発・交流活動の促進」についてであります。まず、①の家族の絆を深め、子育ての喜びを広げる啓発活動の推進としましては、2つ目の丸ですが、明るく健全な家庭づくりを促進するため、家庭の果たす役割について理解を深める「家庭の日」（毎月第3日曜日）や、親と子どもの信頼ときずなを深めるための「親と子の共感活動（共遊、共食、共話、共汗、共働）」の一層の普及啓発を図っていききたいとしております。

②の地域間・世代間など多様な交流の促進としましては、1つ目の丸ですが、幼稚園、保育所、認定こども園及び児童館等における、地域行事との連携を初めとした世代間交流事業を通じて地域の他世代との交流を促進していききたいと考えております。

次に、基本目標3の「子どもの人権が尊重され、子どもの生きる力が育まれる社会づくり」についてであります。

施策の方向1の「子どもの人権を尊重する社会づくりの推進」につきましては、①の子どもの権利擁護としまして、児童憲章や児童の権利

に関する条約の趣旨を踏まえ、各分野の施策を推進する中で子どもの権利の擁護に努めてまいりたいとしております。

次に、②の人権教育・啓発の推進としまして、1つ目の丸ですが、一人一人の人権を尊重する心や態度が養われるよう、家庭、学校、地域などあらゆる場を通じた人権教育・啓発を行ってまいりたいとしております。

22ページをお開きください。2の「生きる力を育む教育の推進」についてであります。①の次代の親の育成としまして、1つ目から3つ目までの丸ですが、家庭を子どものしつけの基本的な場としてとらえ、地域で活動する社会教育関係団体やNPO等による出前講座を提供するとともに、戸別訪問により子育てに関する相談や情報提供などを実施し、しつけの方法を記載した「家庭教育手帳」の活用を広く呼びかけていききたいとしております。

次に、②の生きる力を育む学校教育の推進としまして、3つ目の丸ですが、子どもたち一人一人の確かな学力の育成や個性の伸長を図るため、小・中9年間を見通した基礎学力や基本的な生活習慣等の確実な定着を図っていききたいとしております。

③の家庭や地域の教育力の向上につきましては、1つ目の丸ですが、子育て中の親に対して、幼稚園、保育所、地域子育て支援センター等による子どもの成育過程に対応した講座等の開催を促進することにより、家庭教育に関する学習機会の提供を行ってまいりたいと考えております。また、下から3つ目の丸ですが、社会教育関係団体の取り組みについて、マスコミや広報誌、インターネット等により積極的に紹介することで県民への普及啓発に努めるとともに、団体等への加入促進や活動の活性化に対する支援

に取り組みたいとしております。

23ページをごらんください。④のふるさと宮崎を大切にす教育の充実としましては、地域教材や地域の人材を活用した事業等を通して、郷土を愛し、郷土を誇りに思う心をはぐくむ教育に取り組み、自分に自信と誇りを持つ子どもの育成に努めるとともに、青少年自然の家が行う青少年が郷土を知ることができるさまざまな体験活動を促進していきたいとしております。

次に、⑤の青少年の自立や成長を支援する取り組みの推進につきましては、2つ目の丸ですが、厳しい雇用環境にある若年者等の就職を支援するため、就職相談支援センターにおいて個別相談や情報提供、各種セミナー、県内求人の開拓等を行っていききたいとしております。

次に、施策の方向3の「子どもと家庭の福祉の推進」についてであります。まず、①の児童虐待防止対策の充実としまして、虐待を許さない社会づくりを進め、発生予防から早期発見・早期対応を徹底するため、まず1つ目の丸ですが、関係機関や地域と一体となって児童虐待の発生予防に努め、さらに、2つ目の丸ですが、地域全体で児童虐待防止が図られるよう、すべての市町村に設置された要保護児童対策地域協議会を支援し、児童相談所や市町村、関係機関の連携強化に努めていききたいとしております。

次に、②の社会的養護体制の充実としまして、2つ目の丸ですが、子どもの健全な育成を図る里親制度の普及促進に努め、要保護児童に温かい愛情と正しい理解を持った里親を確保するとともに、研修や援助体制の充実などに取り組み里親の資質の向上を図っていききたいとしております。

③のひとり親家庭の自立支援の推進としまして、3つ目の丸ですが、ひとり親家庭の経済的

な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度の広報を行い利用を促進し、経済的支援を推進していきたいとしております。

④の障がい児施策の充実としまして、1つ目と2つ目の丸ですが、各種乳幼児健診及び精密検診を充実させ障がいの早期発見を行うとともに、障がいのある子どもの療育やその家族の多様なニーズに対応するため、障がい幼児の言語訓練や児童デイサービス等による早期療育を実施したいとしております。また、一番下の丸ですが、幼稚園、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れを進めるための環境整備を促進してまいりたいと考えております。

以上、行動計画（案）の概要について説明いたしましたでしたが、計画（案）全文につきましては、本日配付させていただいております別冊資料の「次世代育成支援宮崎県行動計画（案）」となります。当計画につきましては、今後、パブリックコメントを実施し県民の皆様から意見をいただきまして、その後、子育て応援本部において最終案の決定を行いまして、2月定例県議会に議案として上程させていただく予定にしております。

次に、特別委員会資料の25ページをお開きください。婚姻件数と離婚件数の推移についてであります。

上の段が全国の婚姻件数と婚姻率、下の段が本県の状況であります。本県の婚姻件数につきましては、昭和60年が6,940件、人口1,000人当たりの婚姻率が5.9となっておりましたが、その後婚姻件数は6,000件台で推移し、婚姻率も、全国より若干低い状況であります。ほぼ横ばいで推移しております。

次に、2の離婚件数についてであります。上

の段が全国の離婚件数と離婚率、下の段が本県の状況であります。本県の離婚件数につきましては、昭和60年が1,981件、人口1,000人当たりの離婚率は1.69となっておりますが、平成12年には離婚件数が2,713件に増加し、平成18年以降は2,600件台で推移しております。なお、婚姻率、離婚率につきましては、市町村への届け出件数を10月1日現在の推計人口で除して1,000人当たりの件数であらわしたものであります。

説明は以上であります。

○図師委員長 福祉保健部の説明が終わりました。質疑並びに意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

○米良委員 説明、どうも御苦労さまでした。

次世代育成の支援につきましては、これまでの5年間の実績というか進捗があるわけですが、いつの日でしたか、200事業8部局33課、297億円という御報告もありましたが、8部局33課にまたがったというのは、これまでもずっと行政部門でやってきて重なった部分も幾らかあると思うんです。そういう行動計画の中でやられて、結果的に合計特殊出生率が1.6と。2.0にならないければ日本の人口はふえない。目標値は2.0だと私は理解をしてきたんですが、1.6という数値目標がなかなか伸びていかないということに、私はいつも悩ましさを持っておるわけでありまして。そこで、その事業の中で特筆すべき支援事業を御紹介いただきたいと思いますが、どなたでも結構です。

○京野こども政策課長 米良委員がおっしゃいましたように各部局でさまざまな取り組みをしてきたところがございますけれども、特にこれが有効だという施策はないと考えております。いろんな施策を総合的に推進していくことが合計特殊出生率を伸ばすことになるのではないかと

と考えております。昨年実施しました子育て意識調査によりますと、子育てにお金がかかるといった経済的なものがありますので、そういったものの解消策として乳幼児医療費の助成事業の拡充をいたしております。それから、仕事と子育ての両立を図りたいという要望もありますので、そういったものをカバーするために、多様化する保育ニーズの対応のために延長保育や休日保育、あるいは一時預かり、放課後児童クラブの設置促進に取り組んできたところでございます。今後とも、総合的に全部局挙げて推進していくことが大事ではないかと考えております。以上でございます。

○米良委員 ありがとうございます。

結婚をするかしないか、あるいは結婚した人たちが何人生むか生まないかというのは、その人の価値観の問題だと思っておりますが、子育て・少子化に相当の年数と時間を費やしてきました。我々もそうですし皆さん方もそうですが、なおかつまだこういう難しい問題を引きずってきたというのは、価値観の問題が非常に大きなウェートを占めると思っています。当事者の皆さんたちを対象にした議論の場、協議の場、あるいは意見聴取の場というのはあってしかるべきじゃないかと、私はどこかで言ってきたような気がするんですが、これからの計画の中でそういうことをどこかで考えておられれば紹介いただきたいと思っておりますし、今までの5年間の取り組みの中で、それらに対してこういうこともやってきましたよというのがあれば、ひとつ御披露願いますとありがたいと思っております。

○京野こども政策課長 資料の16ページ、1の次世代育成支援についての意識啓発ということで、②県民との協働による次世代育成支援対策の推進の2つ目の丸に、子育て支援活動を行う

民間団体等が相互に情報交換を行う場の提供ということで、直接ではないんですけれども、子育て支援を行っていらっしゃるような団体の方たちを年に2回ほど集まっていたきまして、さまざまな情報交換、そしてネットワークづくりをしております。また、それを地域に帰って生かしていただくというふうな方策をとっておりますし、今後とも続けていきたいということでここに記載しているところでございます。

それから、その上にも、県民の意見が次世代育成支援対策に反映できる仕組みづくりの推進とあります。これは、先ほども申し上げましたけれども、県民意識調査を実施したり、県内各界各層の方々に構成されている子育て応援県民会議において、子育てに関する意見等をいただいているところでございます。以上でございます。

○米良委員 そこで、民間団体との情報交換もさることながら、高校生とか中学生の上学年を対象にした子育て・少子化に対する意識の啓発とか、認識を深めるための場所については、これから特に必要ではないかと感じるわけです。その人たちが数年たつうちに結婚の適齢期になっていくわけですから。各部局33課という話もさっきしましたけれども、教育委員会なり学校現場の皆さんたちとの情報交換、高校生、中学生の上学年に対するそういう場の提供というのは、今後特に必要ではないかと思いますが、それらに対するこれからの実施計画はお考えになっておられるのでしょうか。

○京野こども政策課長 私どもと高校生と直接にということはいまではやっておりませんでした。教育委員会あるいは市町村で実施されている可能性はございます。また高校の家庭科の教科書に、少子化の現状とか、次世代育成支援

についてどうしていかなければならないかという記載がございますので、授業の中でも取り扱っていると考えております。以上でございます。

○米良委員 私からは最後にしたいと思います。これまでも、あるいはこの資料の中でもたくさん出てきました「県民で支え合う社会づくり」。今までも高齢者の皆さんが中心になったり、各世代間で理解をしていく場の提供というものがたくさん出てきました。そういうことももちろん大事なことでありますが、さっき課長の説明の中に、核家族から、どう2世代の家族に理解を求めていくかというお話もあったような気がします。それらに対する一つの働きかけというものも、子育てをしていく上においては、特にお父さん、お母さん、じいちゃん、ばあちゃんたちの理解と協力が非常に大きなウエートを占めると考えております。そこらあたりを推進するに当たって、皆さん方はどう対処されようとしておられるのか。個人的な思いがありますから難しい質問だと思いますけれども、そこらあたりは力点は考えておりませんか。

○京野こども政策課長 核家族の家庭にとりまして、子育てがわからない。また、以前は地域で子育てを支えてきたという部分がありますけれども、地域でのほぐくむ力が落ちております。16ページに子育て支援サービスの充実とありまして、地域の子育て支援のための拠点づくりの促進。これは、地域子育て支援センター、あるいは幼稚園、保育所等で養育相談等を受けていただく。そしてまた、それについてこういったところでやっているんですよという広報を、これまでもやってきたところですけども、今後またPR等を積極的に行っていきたいと考えております。また、じいちゃん、ばあちゃんやお父さん——特にお父さんの協力が大事なわけ

ですけれども、そういったことにつきましても、男女共同参画あたりの部局と連携しながら、そういった働きかけ、啓発に努めていきたいと考えております。

○外山衛委員 今さらですけれども、この刷り部数と、配付先はどこなんですか。

○京野こども政策課長 今のところ2,000部を考えております。国、市町村、関係団体、もちろん県議会にもということで考えております。

○外山衛委員 一般の方々にはどこで目に触れるんですか。

○京野こども政策課長 市町村とか子育て支援センターあたりにも配付したいと考えております。

○外山衛委員 資料の4ページ、人口減ですけれども、これは避けられないと思うんです。幾ら行政や我々が少子化対策を言っても、これはやむを得んです。こうなります、明らかに。

私が考えるのは、男女共同参画も重要でありますし、男の育児休暇等も大事ですけれども、それはそれぞれの家庭のありようだから、行政がこうしろああしろ言うて変わるものじゃないと思うんです。要は、今はやりの草食系男子を肉食系に変えると。いい意味でぎらぎらした男がおらんといかんような気がします。妙なやり方で、草食系なんて。肉食系の男がいたほうがいいような気がしますね。

○松村委員 子どもの数の将来推計がでていますが、子どもが減っていくというのはみなさんも推測をされていると思うんですが、それは、様々な施策をやっているけれども、これぐらい減っていくのか、それとも全く何も手を打たないとしたらこれだけ減っていくと推測されるのか、どちらでしょうか。

○京野こども政策課長 将来の人口推計の手法

は高位推計、低位推計、中位推計とあるんですけれども、施策がいろいろ施されて環境が整ったときにはこうなるだろうというのが高位推計です。その中で一番妥当な線に落ちつくだろうと思われるのが中位推計でございます。4ページには中位推計で推計した将来の人口を記載しております。

○松村委員 それと、26年度目標ということで、宮崎県の合計特殊出生率を1.7としています。将来推計を20年後と書いていますけれども、これを達成した場合には宮崎県の人口はどれぐらいになるのか。平成47年に子どもは10万人ぐらいになっていますね。目標の1.7が達成できたら平成26年には何人ぐらいの人口になるとか、もっと先の47年にはどれぐらいの人口になるという数値目標は出ているんですか。

○京野こども政策課長 4ページに出しておりますのは、宮崎県の場合は合計特殊出生率が平成17年が1.55、平成25年まで1.55で推移するだろうという推計でやっております。この表でいきますと、20年後の2025年は101万人になるという推計でございますけれども、1.70で推移したときには2025年（平成37年）には104万9,000人ということで、3万9,000人多くなるという試算をしております。以上でございます。

○松村委員 施策がうまくいけば、宮崎県の15歳の子どもの数の将来推移というのは随分差が出てくるということですね。

○京野こども政策課長 そうでございます。

○松村委員 それともう一件ですが、今、情報的には、子育ては大変だとか、少子化対策を何とかせんといかんとか、子育て中の方々も不安でしょうけれども、今から親になる子どもたちも、子育てというのはそんなに大変なんだろうとか、イメージまでマイナスになっていると

いう気がするんです。安心して子どもを生み育てる地域をつくりましょうというのと、逆を考えると、そんなに安心できない地域なんだろうかとか。あるいは子育てに優しいまちづくりましょうというのと、そういう町じゃないだろうか、だからこういう施策を打っているんだと。それがだんだん今膨らんでいるんじゃないかと思って、そこを訴えることがプラスになっているのかという疑問も最近出てきました。もうちょっと違う視点で、これだけいい環境が整いますよ、いい環境の中で子育てができる宮崎県ですよというほうに持っていけないと、不安だから安全対策をしていますよとか、道路が危ないから安全パトロールしていますよというんじゃないかと、安全な環境ができますよというふうにしていかないと不安になるんじゃないか。表現の仕方や持っていく方が、より不安をあおる提言になるんじゃないかというのが一つです。

それと、ここにあるアンケートでは、ほとんど経済不安です。預ける場所がないというけれども、経済的に余裕があればどこでも預けられる状況にあるわけですから、経済的な不安というのが一番多いんです。あるいは扶養控除の増額とか児童手当とか、経済的な支援が1番になっています。在宅の方でも子育てに対する経済支援を行ってほしいというのが圧倒的ですので、家庭をはぐくめるような豊かな経済社会をつくるための施策というような形で、そっちのほうにもう少し視点を置いた提言の仕方も必要じゃないかということと、子どもを生み育てたい、私はいい親になるんだ、いい家庭を持ちたいんだ、あるいは持たないといけないというぐらいの、小学生から高校生ぐらいまでの親になるための教育、そちらのほうの提言が少ないんじゃないか。生まれてきて次の世代に引き継ぐとい

うことは、家庭を持ち、子どもをもうけない限りは次の世代にバトンタッチできないです。結婚するか子どもを生むかは自由ですけれども、結婚して子どもをつくるのが、幸せな、豊かな人生設計としては大事なんですよということ、小学生から高校生、大人になるまでの教育の中で位置づけ、その価値観を持つ子どもたちを増加させるような教育というところを提言に盛り込む必要があるんじゃないか。

今3点言いました。特別コメントはなくてもいいんですけども、感想がありましたら。

○京野こども政策課長 確かに委員がおっしゃるように、報道が過熱し過ぎて子育ての不安をあおるという部分もあろうかと思えます。ただ、広報は続けていかなければならないわけでごさいますして、その広報のあり方、私どものアンケートのやり方でもそうでしたけれども、工夫を凝らすことによって、子育てというのは楽しんだよといったイメージが持たれるようなアンケートのやり方とか、今後の報道のあり方を考えていきたいと思っております。また、全国知事会を通じまして、国が子育てキャンペーンをやるときには、子育てについてのポジティブなキャンペーンをやってほしいといったことをお願いしているところでございます。

それから、2番目の経済的不安に対する支援ということでございますけれども、これは県だけでもなかなかやれないものですから、子育て家庭の経済的負担の軽減対策について適正な実施を行ってほしいということ、これを国へ働きかけていきたいということで、この中にも提言はしているところでございます。

それから、親になるための教育ということでございます。これは教育委員会が所管しているものでございますけれども、22ページの①次代

の親の育成ということで、一番上の家庭教育に関する社会教育関係団体やNPO等による出前講座の促進、これは教育委員会でやっている「親子のきずな」応援事業、あるいは戸別訪問による子育てに関する相談や情報提供などの実施、これは保育士や保健師が5人ぐらいでチームを組みまして、それぞれの家庭を訪問して子育てに関する相談、情報提供を行うといった事業、あるいはしつけの方法を記した「家庭教育手帳」を活用しましょうといった事業を教育委員会のほうでも行っておりますので、教育委員会と連携を図りながら県民の皆様にも周知していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○蓬原委員 少子化ということですよ。私は14年前に県議員になりまして、当時、弓削部長だったと思っています。少子化のことを質問したことがあるんです。ようやくここに来て、ここまで本格的にやるようになったんですが、県庁として少子化ということに正式に問題意識を持って取り組んでこられたのはいつごろなんでしょう。昔語りだけ。

○京野こども政策課長 少子化対策の経緯ということでございますけれども、昭和41年に、ひのえうまということで合計特殊出生率が1.58になった年がございます。それから経過しまして、平成2年に合計特殊出生率が1.57、ひのえうまの年を下回る数字になったということで、平成2年の「1.57ショック」を契機に少子化の傾向が注目を集めるようになりました。国におきましては平成6年に「エンゼルプラン」をつくりまして、それを受けて県は、県子育て支援総合計画「みやざき子ども未来プラン」を平成9年につくったところでございます。以上でございます。

○蓬原委員 将来予測というか、私は少子化が始まるというのを見たのが22年ぐらい前だったんです。何の資料で見たかということ、生命保険会社が教育に使っているデータで見たことがあって、「そうか、日本は将来、少子化時代が来るのか」、その当時は漠とした話で、今ここまで深刻な問題になっているんですが、生命保険会社がなぜかというのは、生命保険会社というのは将来を見越して商品をつくらんといかんわけです。先を見込んで物すごい数学を駆使してやるんだそうです。だから、あの人たちは既にその当時からこういう少子化社会が来ることを予測してつくっているわけです。ということは、この大もとは厚労省になるんでしょうけれども、厚労省の将来の人口予測に対する考えが非常に甘かったんじゃないかなとずっと感じているものがあって、県として本格的に動いたのはいつかと。私は14年前に弓削部長に聞いたときに——弓削部長が悪いと言うんじゃないです。当時の答弁というのは、どことなく危機感のないものだったと思っています。

これからもこういう将来予測というのは大事だということを前段で申し上げながら、少子化対策というのはいろいろありましようけれども、要は、若い男女がまず結婚することだと思うんです。まず結婚せんことには子どもが生まれない——結婚しなくても生まれる場合もありましようけれども——大原則はそういうことだと思うんです。そのためにいろんな問題を解消していこうというのがこの施策だと思うんです。さて、目を非常に身近なところに置きまして、結婚しない理由の中に、経済的に非常に不安があるというのがあります。県庁は現業職まで入れると約6,500人いらっしゃるんでしょうか。県内で県庁の皆さんは経済的不安が一番ない人だ

ろうと思うんですが、巷間よく話に出るんですけども、県庁の皆さんは大変独身男女が多い、未婚者が多いというふう聞いております。部長、さて、県庁内の未婚、非婚の状況をどういうふうにお考えですか。率先垂範、経済的にも不安のない県庁の皆さんがまず結婚する姿を見せないと、一般の人にだけ言って自分たちがしないでは、なかなかこの県民運動は広がらないんじゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○高橋福祉保健部長 今、先生がおっしゃいますように、県職員の若い世代で独身の男性、女性が非常にふえているということは知られているところですし、認識もしているところです。実際、独身の若い職員に対して、今の少子化の状況なり、結婚を促すような形での話題づくりを機会あるごとにやってはいるんですけども、実際のところはなかなか、個人の価値観なり生き方が反映していると思うんです。

私、一つ考えますことは、今回、「子育てに関して不安感や負担感などを感じている県民の割合」を総合成果指標で設けておまして、前期計画を策定した時点でも60%、21年度の目標が58%、5%下げる目標であったにもかかわらず、実際のところは高まってきている。このアンケート調査そのものは、県民意識調査という、いわゆる子育て家庭の親だけを対象としているのではなくて、高校生から親の世代、子育てを終わった方々も対象としたアンケート調査になっておまして、子育てに対する社会意識を見るアンケートになっております。つまり、子育て中の親の意識もですけども、子育てを終えたその親の世代、結婚がいかによろしいか、あるいは家庭がよろしいか、あるいは子育てがいかによろしいか、そういうプラスのメッセージ

を子どもに対してどれだけ伝えているかということも一つは反映しているだろうと考えているんです。それが、先ほどから話題になっております、中学生、高校生についても、親が語る、あるいはじいちゃん、ばあちゃんが語る結婚生活、子育て、家庭生活に対するイメージをつくり出していると思いますので、この県民意識調査というのはそういう社会意識を打ち出しているものだと。ですから、先ほどお話の県職員のことについても、県職員にかかわらず、一つの社会意識としての、子育てに対する、あるいは家庭生活に対する、結婚生活に対する一つの厳しい見方というか、将来に対する不安感が打ち出されたものとしてあるんじゃないかと受けとめているところでございます。

○蓬原委員 いろんな施策というのはあるんですけど、県庁の職員の皆さんが結婚されない方が多いということは、職場環境に問題があるんじゃないか、改善すべきところがあるんじゃないか、そういう話になるわけです。例えば仕事が忙し過ぎるとか、責任が重過ぎる。したがって、結婚したくてもできない状況だったり、そういうこともあるわけで、まず身近なところから結婚の勧めなり、部長は事あるごとにいい男女がいたらさりげなく引き合わせてそういう環境をつくるとか、個人の価値観と言ってしまつとそこまでですが、昔はそういう世話をする人がいたんです。ごく当たり前について、さりげなく合わせることで結婚していったという、この日本のよき伝統、慣習みたいなものが——権利意識だけが先に出て、これは個人の価値観だから、それをすることがプライバシーの侵害だみたいに言うてしまうものだから、非常に出会いの場も少なくなってぎくしゃくしたものになってしまつてということもあるんじゃないかと思

うので、部長、次長、課長ぐらいはその辺の威をかりて、自分の部下に何気なく、あっちのほうにいい子がいたがというようなことも必要じゃないかと思っています。もし県庁内に結婚できないような職場環境があるとすれば、そこはまずみずから改善すべきであるということをお願いしておきます。

○押川委員 今の関連になるんですけれども、私も図の3を見ておりました。少子化の要因ということで、晩婚が右肩上がりになっていて、5年間を見てもずっと上がりつ放し、ここはどういう評価なりされて、あるいは反省に立たれて向こう5年間の策定されるのかということをお願いしておく必要があるなど実は考えておりました。県庁は別といたしまして、こういう晩婚化の要因をきちんと精査をしていかないと、これがおくれればおくれるほど特殊出生率は下がってくるでしょうし、少子化の改善にはなっていないんじゃないかという感じがありますから、どこらあたりを見ればそれが具体的に出てくるのか。漠然とはわかるんですけれども、この推移をもとにした計画づくりはどこらあたりを見ればいいのかと思うんです。わかれば教えてください。

○京野こども政策課長 まず、晩婚化の要因でございますけれども、一つは、やはり個人の価値観の変化というのが大きいと思います。それから、男女ともに高学歴化したということで、大学を出て社会に出てある一定の収入を得るまでは結婚しない、そういったこと等が要因になって晩婚化になっていると考えております。直接的に行政が結婚を勧めるというふうな施策はなかなか打ち出せませんが、資料の16ページに、1の次世代育成支援についての意識啓発の①県民全体で次世代育成を支援する気運づくりとご

ざいます。その中の下から2番目、民間団体による出会いの機会づくりの場の創出の促進ということで、この事業の中では入れております。これによって男女の出会いを促進していくことを、現在もしておりますし、今後とも続けようと考えております。以上でございます。

○押川委員 高学歴化に伴って晩婚化が出てきたという一つの理解をしますけれども、その前は学歴がなかったから子育ては十分できたと、逆に言えばそんなとり方をするしかないのか。じゃなくて、高学歴であればそれなりの経済的な収入は得られると思いますので、それだけじゃないんじゃないか。

このアンケートのとり方も、先ほど出ましたけれども、県庁に近い、あるいは中心部に近いところの皆さん方の意見、あるいは皆さん方の卓上でつくられる資料であれば、マッチしない部分というのはアンケートの中でも出てくるのかなという気がするんです。というのが、数日前の新聞を見ておりましたらびっくりしたんですが、結婚はしているけれども、46%が子どもは要らないというような記事も載っておりました。少子化対策を我々は議論するわけでありませうけれども、結婚はするけれども子どもは作りたくない。これは経済的なものいろいろ出てくるんでしょうけれども、県内のアンケートのとり方も、結婚前の方々、あるいは結婚後の方々、そして終わっているの方々、結婚願望、そして子育てというものをどうとらえていくかという全体的な中で段階的にとったアンケートにしていかないと、偏ったアンケートは参考にならないんじゃないかと思いましたので、何かあればお願いをしたいと思います。

○京野こども政策課長 先日の内閣府が行いました男女共同参画に関する調査、12月6日の新

聞の件だと思いますけれども、これを調べましたところ、設問の仕方にも問題があるというふうに思われます。調査概要としましては、20歳以上の男女5,000人に面接調査をして、有効回答が3,240人。委員がおっしゃった質問については、「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はないか」という設問でございまして、「賛成、そう思う」というのが42.8%だったということになっております。私どもが昨年度やりました調査は、20代から40代の方に、平成20年に3,000人、1,360人の方から回答をいただきました。同じような質問ですけれども、「結婚したら子どもを持つべきである」、この否定的な意見が26.1%。対比するとすれば、42.8%に対して宮崎県では26.1%だったということで、全国から比べると随分低いということにはなっております。委員おっしゃったように、アンケート調査等でポジティブなとらえ方をしていけるような工夫を今後ともしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○押川委員 わかりました。そういう考え方があるのであれば、そういう記事が載った段階でも、県でもその記事に対する注意を促すといった行動はとれないものなんではしょうか。それは質問の仕方が悪い、県民にとっては余りよくないということであれば、何らかの形で新聞社あたりに、とり方が悪いとか何らかの物を言っていないと、先ほどから意見が出ているように、少子化対策をこれだけ我々が一生懸命やっている中で——誤ったという判断はしませんけれども、そういう記事であれば、何らかの形で、こうだというコメントを部長あたりから出すわけにはいかんのかなと思います。

○京野こども政策課長 私どももこれを見ましてびっくりしたところです。これは内閣府が行っ

ておりまして、内閣府もセクションが分かれているんですけれども、子育て関係の部署ではなくて男女共同参画社会の部門で行ったアンケート調査ということで、誘導するような意図があつてつくられたものかなと考えているところがございます。したがって、これに対して県のほうで物を申すというのはいかがなものかと思っております。

○図師委員長 まだ協議は続くわけですがけれども、私のほうから一言だけ。

きょう御説明いただいた、委員に配っております次世代の宮崎県行動計画（案）と今まで動いてきました行動計画の内容を照らし合わせてみましたところ、ほとんど変わりがないんです。もちろん追加されている部分を一生懸命探しました。1つ、2つは見つけました。ふるさと教育を充実させるとか、ピアカウンセリングを入れるとか、そういう部分は見つけましたけれども、それを見つけることのほうが難しいぐらいで、ほとんどが重なっているわけです。

何が言いたいかと申しますと、少子化を取り組む上で、出生率を上げる、もしくは子育て世代の不安を軽減するための具体的な政策はこれだと、次世代の計画に盛り込むのはこれがメインなんですよというところを大いにアピールしていただきたいんです。例えば、先進地視察に行きました石川、福井、三重県におかれましては、子育ての不安を軽減するための身近な相談役として、石川県では子育て支援コーディネーターを県独自で育成されておりました。福井県におきましては、保育士や看護師の経験を持つ子育てマイスターという方々を県下全域に480名配置して、いつでも、どこでも相談が受けられる体制を整えていらっしゃいました。また、先ほど県庁職員の労働環境によって晩婚化が進ん

でいるんじゃないかという話もありましたが、中小企業に対する子育て環境整備のための行動計画の策定を条例で義務づけている、これも石川県であります。もちろん国の指標もあるんですが、それよりも小さい中小企業にもそういう策定義務をつくられておりました。また福井県におかれましては、中小企業に、子育てしやすい職場環境づくりに取り組んだ場合に、就業規則をつくった事業所にはつくった時点で10万円とか、再雇用をした場合には1人につき10万円とか、具体的な県民に見える政策を行動計画の中に織り込んでいらっしゃるわけです。ですから、ぜひ、宮崎県の次の年度からの行動計画の中にも宮崎県ならではのものをに入れていただきたい。

また、委員の質問にもありましたけれども、宮崎県は広うございます。都市部から中山間地までありますので、地域に即した政策の策定が必要かと思われまます。これは部長のほうでも構いませんし、各課のほうで、来年度以降この計画には県としてはここに重きを置きたいんですとか、この事業は既に予算化を考えていますというものがあればですね。きょう配られた資料の中にも、今後、パブリックコメントを含めて、目標値とともに各政策の方向ごとに最低1つ以上の指標を設定するとありますので、最初説明いただきました、資料の24ページに出てくる体系図の施策の具体的内容、もしくは施策の方向性に、きょうの資料とはまた別のといいますか、この資料に1項目ずつ新たな事業がつけ加えられるものと私は理解しました。以上、大きく2つ、そのような内容についてどのようなお考えを持たれているかお聞かせください。

○京野こども政策課長 今回の計画につきましては、後期計画という位置づけで、また国の行

動指針に基づいてつくるものということで、大きくは変えておりません。変えましたところは、さっき体系で出ましたが、施策の方向につきましては、基本目標2の「子育てと仕事の両立支援の推進」という項目を「職業生活と家庭生活との両立の支援の推進」ということで、広くとらえた方向で持っていきたいということ、それから施策の内容につきましては、基本目標2に「保育サービスの提供」というのがありました。これを子育て支援策として明確に位置づけるために、基本目標1の「保育サービスの充実」に位置づけたところでございます。そのほか、国の策定指針や青少年プランの一体化による修正の追加を行ったところでございます。

前期計画と比べて後期計画において充実していこうとする部分ですけれども、具体的な事業については書けないものですから、施策の方向ということで書いております。結婚・子育て意識調査によりますと、先ほどの繰り返しになりますけれども、「子育てにお金がかかる」「しつけの方法に不安がある」「仕事と子育ての両立が難しい」、これが大きな3つです。こういった結果を踏まえまして、地域における子育て支援の推進を図るために、住民相互によるサポートシステムでありますファミリー・サポート・センターの設置促進を図りたいと考えておりますし、子育て支援活動を行う民間団体の育成に力を入れたいと。そしてまた経済的な負担の軽減ということで、乳幼児医療費助成制度の継続実施に取り組んでいきたいということ、それから仕事と子育ての両立の推進を図るために、保育サービスなどの基盤整備、あるいは働き方の見直し等の取り組み、あるいは、先ほどとダブりますが、ファミリー・サポート・センターの設置促進、あるいは仕事と家庭の両立に取り組

んでおられる先進的企業の取り組みを促進していきたいと考えております。先ほどの繰り返しになりますけれども、予算が伴いますのでここに書き込めないようなものもございませう。その点は御理解いただきたいと考えております。以上でございます。

○図師委員長 私の手元には石川県のプラン等もあります。確かに、予算を年次ごとにつけなくてはいけない事業等についてはこの計画に織り込むのは難しいかとは思いますが、うちと他県の計画を比較しますと、かなり詳細な事業内容まで石川県は踏み込んで、それだけこの事業は明確に取り組むんだという計画内容のあらわれともとれるわけです。発行部数が2,000部ということで、関係機関等に配られるのみにとどまるんでしょうけれども、県民としては、この計画をもって宮崎県がどのくらいの子育て支援をしてくれるのかということも注目されていると思いますので、事業として書ける部分は踏み込んだ形で大いに説明をしていただきたいと思っております。

○京野こども政策課長 石川県や福井県の話が出ましたが、例えば、一般事業主行動計画の策定についての義務づけをやっていると聞いております。基本的には労働部門がやることになると思いますが、現在の一般事業主行動計画は改正されまして、平成23年度から従業員101人以上の企業について策定が義務化されます。企業が事業主行動計画を策定するということは、従業員の仕事と家庭の両立支援を推進するということが重要ではありますが、義務化ということにつきましては、企業の実情等々もございませうのでなかなか難しい面もあろうかと思っております。そういった部分で調整が必要な部門もあろうかと思っております。

また、お話に出ました福井県の子育てマイスター制度は、保育士とか保健師、国家資格を持った方々を登録して、その名簿を市町村に情報提供して子育て相談や子育て講座の講師として招くという事業だと聞いております。これは本県でも現在、子育て応援人材バンクという名称で同様の事業に取り組んでいるところがございますし、教育委員会でも、先ほど申し上げましたように、保育士、保健師等々のチームを組みましてそれぞれの家庭に子育て相談に伺うといった事業もございませうので、福井県はやっているけれどもうちがやっていないという事業は余りないのではないかと考えております。以上でございます。

○図師委員長 質的、量的なもの等もあろうかと思いますが、さらに積極的な取り組みはこの計画の中に織り込んでいただきたいと思っております。

○水間委員 これはすばらしいなと僕は思っているんです。前期がよくできていましたから、後期にも期待している。3目標11項目、数えたら216ぐらい小さな丸ポツがあります。この中で「大学生と企業との意見交換」のアンケートの流れがあるんですが、大学生が一番先に書いている、まず仕事につくことが前提なんだと、まさにそのとおりだと思います。仕事のない人が結婚できるわけないんです。そこから考えると、今の社会情勢、早く景気が回復して、賃金は少なくてもいいけれども2人で働きながらというのが、今からの目指す子育て、あるいは少子化に対する対策だろうなど。だから、早く景気回復することが一番の子育て・少子化対策になるような気がします。それが一点。

もう一つは、25人の学生さんの中で、男子学生が7人答えて、女性学生が4人だけなんですけど、これは当たり前のことですよ。ここに載

せていないもので特異な例はありませんか。

○京野こども政策課長 私もこの会場には出席したんですけれども、大体これで網羅しております。

○水間委員 企業側の考える問題は、すべてが行政がしっかりやれと、数値目標を立てなさいとか、啓発しなさいとか。これは設問も、行政に求める施策ということでこうなっているんでしょうが、今、会社のほうも、新採で雇いましたら、なるべく1年目、2年目子どもをつくってくれるなど、それがあるんじゃないですか。そんなこと聞きませんか。

○京野こども政策課長 本音の部分としてはそれもあるのではないかと思いますけれども、私どもが行きました4社につきましましては、育児休業制度や各種休暇制度を設けて、かつ従業員にとらせるような工夫をされているところをございまして、そういった意見はなくて、前向きな意見等々が出たところをございます。

○水間委員 そういう前向きに考えている企業を選ばれたんだろうと思わなくてもないんですが。

本当かどうか、余り言うといかんかなと思っただんですが、子どもがいないと成り立たない保育園や幼稚園でも、新採で入ってきたら、「なるべく1年か2年は子どもは遠慮していただく」というような表現があるやに聞くんです。そこからすると、保母さんの資格は持っているけれども、幼稚園の先生の資格は持っているけれども、今から子育てのために勉強をしなきゃいけないのに、そういうことがあるとおかしい。まず子どもの面倒を見て立派に育ててあげるところが保育園であり幼稚園だと思うんです。その辺がちょっとあるような気がします。正直言って、京野課長が言われたように本音の部分ではそういうところがあるんじゃないか。

今の時代、どっちかというとすべてに助成（補助）、支援をしていかなきゃいけない、国民性がそうになりましたよね。これは子どもだけの問題じゃないです。農業にしたって建設にしたって福祉にしたって、教育もそうですが、すべて行政が支援してあげなきゃいけない世の中になり過ぎて、子どもを持ったらどんなことがあっても自分で育てるんだという気概が親にないですね。どこかで何か支援をしてくれ、経済的支援が必要だと。保育園であれ幼稚園であれね。時代の流れですからしょうがないとは思いますが。さっき話がありましたが、小さい時分から、あなた方はお父さん、お母さんになるんだから責任持って職につくように頑張らないかん。その辺の教育を、家庭教育もだけど、何かやっていただくといいかんと思うんです。教育に力入れるような——この問題は教育委員会に言わにゃいかんですね。

○京野こども政策課長 教育委員会の施策を見ますとそういったものもちりばめられておりますので、連携をとりながら推進してまいりたいと考えております。

補助金がいけないというふうな話も出たんですけれども、中小企業におきましては育児休業制度をとらせるというのものなかなか大変な部分をございまして、厚労省のほうで育児休業取得者が休んでいる間の代替要員に払う賃金の助成を行う制度も準備しまして、育児休業制度等が円滑にとれるような施策も講じているところをございます。また、私どももこれから啓発に努めていかなければならないと考えております。以上をございます。

○水間委員 仮に次世代の5年計画をやった場合に、予算的にはどんなものが見積もりをされるのかお聞かせいただきたいと思います。

○京野こども政策課長 20年度の実績が300億ぐらいですから、単純に考えますとその5倍、300掛ける5ということになろうかと思えます。

○新見委員 次世代育成支援のための行動計画は法律に基づいてつくっているわけですよね。10年という期間がありますが、この10年を、県の場合は指針にのっとって5年ごとということとで前期、後期というふうにされたと思うんです。この行動計画は市町村もつくるということになっていますが、市町村の策定は県と同じように5年ごとなのか、それとも別の区切りがあるのか、まずそこを確認させていただきたいんですが。

○京野こども政策課長 市町村も県と同じでございまして、今策定中でございます。期間も同じでございまして。

○新見委員 ということは、まさしく市町村も県と同じように後期の行動計画策定中だと思うんですが、子育て等についても、県よりは、より住民に身近なのは市町村だと思うんです。市町村にいろんな声も寄せられていると思うんです。市町村はそういった声を受けながら新たな行動計画をつくると思うんですが、その中で県にかかわるようなこともたくさん出てくると思うんです。要するに市町村と県との連携と申しますか、お互いにどういった取り組みをしながらそれぞれの行動計画を策定するというふうになってきたか、ちょっと教えてください。

○京野こども政策課長 実際の策定は今年度からでございますけれども、昨年度末に一遍市町村を集めまして、こういったことで21年度計画つくりますよと説明をしております。また、今年度になって市町村の担当課長会議を開いて、行動計画のすり合わせを年度初めに行ったところでございます、また近いうちに会議なり情

報交換をしたいと考えております。

○新見委員 市町村との連携が大事になってきますので、よろしく願いしておきたいと思えます。

それと、一定規模以上の事業主も行動計画をつくるというふうになっていましたが、民間の行動計画はどういったサイクルでつくるようになっていたんですか。

○京野こども政策課長 サイクルは任意ということでございます。21年4月1日以降、301人以上の企業に義務化されておまして、それ以下は努力義務でございます。先ほど申し上げましたけれども、23年4月1日以降は101人以上の企業が義務化されまして、100人以下については努力義務という形になります。以上でございます。

○太田委員 資料の4ページの図1ですが、前回も質問したんですけれども、平成20年が出生率も上がった、出生数も1万人を超えたということで、この質問のときに、議論としては、たまたま第2次ベビーブームの親がここに存在をしたからじゃないかという意見も出されたわけですが、1万人を超えたということは、確かに親が多かったから超えたということで、単なる自然的なものではないかということもあるかもしれないけれど、合計特殊出生率が上がったということは、単に親がふえたということではなくて、ここではプラスの、例えば県の政策が有効に微妙に働いて出生率が上がっていったんだという評価、もしくは今、水間さんが言われたように——景気がこのあたりでちょっと上がったかなという感じもしたんですが、景気の動向が微妙に好影響を与えて押し上げたという、いい意味での評価はされるべきではないかという気がするんです。県の取り組みもよかったが、景気の動向としても資するものがあつたんだと

評価して、今後こういう政策を打ち出していくべきだという意味づけにしてもいいのではないかという感じがするんです。1万人ふえたというだけでは、ただ第2次ベビーブームの親がおったからだということで説明し切るけれど、出生率が上がったということはいいいいということじゃないかという感じがしますが、どうですか。

○京野こども政策課長 私どもも、これまでの施策が実を結んだ部分が幾分かあるのではないかということでは考えております。たまたまベビーブーム世代の人たちが子どもを生んだということもありますけれども、国、県を挙げてのこういった事業が実を結んだ部分もあるのではないかと考えております。

○太田委員 21ページの一番上の「職業生活と家庭生活との両立の推進」とありまして、少子化対策というのは、働き方の形が健康的になると子どもを生める状況になるというのはあると思うんです。それから生んだ後の保育所なんかのサービスの充実があると、いろんな景気変動があったにしても対応できるとか、この辺は働き方なり保育所制度の充実が政策として打ち出されるべきだと思うんです。21ページの一番上の①のところ丸がそれぞれ書いてありますが、一番下の丸で県発注建設工事の入札のときに評価していきますよということ等も、インセンティブとしていろいろ与えると思うんです。

委員長が言われたところとも関係するんですが、2番目の丸では、仕事と生活の調和等に取り組む企業等の好事例の収集・紹介、顕彰したり表彰したりすることは大事なことだろうと思うんです。石川県の話が委員長からも出ましたが、こういったいい取り組みをしているところに多少お金を給付してさらに促進していくようなことが宮崎県でも取り組まれているかどうか。

今、京野課長は、全体的には取り組んでいるんですよということだったんですが、いい取り組みをしたところを奨励するようなものがあるかどうか。この紹介だけでも十分だとは思いますが。

○京野こども政策課長 先ほどお話にありました、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの中で、一番下にございます県発注建設工事の入札参加資格の審査に際し、育休制度のある事業所を加点、これにつきましては企業へのインセンティブということで新たに加えたものでございます。

そして2番目の仕事と生活の調和等に取り組む企業等の好事例の収集・紹介、これは現在、子育て応援運動——県民全体で子育てを応援しましょうという事業でございまして、子育ての応援を宣言したところ、あるいは仕事と子育ての両立応援の宣言をしたところ、あるいは子育て家庭に対するサービスをしましょうという企業や団体等を募集して、それを登録するという仕組みです。そして登録したところを、一般の方々にとって素晴らしい企業がありますよという情報提供をしております。かつ、子育て顕彰制度というのがございまして、子育てに関する意欲的な取り組みをしている民間団体等を顕彰しているところでございます。先般も11月27日に知事室で表彰を行いまして、報道機関等で報道されたところでございます。以上でございます。

○太田委員 わかりました。いろんなやり方でプッシュしていただきたいと思います。

それと、子育ての不安というのがよく出てくるんですが、実はあるお母さんから聞いた話ですが、自分の子どもと一緒にアパートに住んでおりましたと、セールスの人が来てピンポンと

鳴らしたら、自分の子どもに、「黙っておきなさい。声出したらだめよ。おらんふりしちよきなさい」と言って子どもにおらないふりを教えていた。人間相互の不信感を教えていましたと。子どもは非常に神経質になってぜんそくも出ました。これじゃいかんと思って、親と同居してじいちゃん、ばあちゃんと一緒に過ごすようになって、子どものぜんそくも治ったわけです。これはやむを得ないことかもしれんけれども、人間の相互不信をつくってしまわざる得ないような社会を変えていくようなPRも必要かと思いません。

1つ具体的に挙げると、交通事故を起こした場合、ガチャンとやったときに、保険会社は、「相手に、ごめんなさいということは絶対先に言ったらいかんよ」と言うんです。言ったら補償が自分にかぶってくるから、絶対相手にごめんなさいと言ってはいけませんということを指導するんです。私はこれはいけないと思うんです。関係ないことかもしれんけど、ガチャンとやったらお互いに「ごめんなさい」と言う社会にならないと、お互いが相互不信と利害関係の中でやっているというのがじわっとこの社会の何かをつくっているような気がして、私は保険会社に申し入れしようかしらと思っているんです。今の相互不信の社会に対して、漠然と保護者の方々は、こういう社会に自分の子どもを自信を持って送り出すことができるだろうかという不安も一面あるんじゃないかと思って、そういうのを取り除くようなキャンペーンも必要かなというふうに思ったところです。不安ということで言わせてもらいましたが、以上でいいす。

○西村委員 いろいろ出まして、先ほど委員長の話にもかぶってくるんですけども、本当にこの計画、私も見ていて、総花的で、国からや

れと言われて県がつくったようにしか見えないんです。本県の地形的な特徴であるとか……。私も何度も一般質問等でもやっております。宮崎市には中山間地の郡部にはない制度がたくさんある、その不均衡を図るのが県の仕事じゃないのかと。裕福な市町村にはできて、財政的余裕がない市町村にはできない。県内格差というものに対してもっと県はやるべきじゃないかということを何度も言ってきておりますが、これに対して答弁は、残念ながら、国に訴えていくしかないというものがほとんどです。この前、私が言ったヒブワクチンとか、それ以外の小児用の病氣的なもの、そして妊婦健診とかいろいろなものがある、県もそこそこの努力、そして行動を起こしていただいていることは非常に感じております。

ただ、県内の差を埋めるものがこの計画じゃないかと思うんですけど、なぜそういうものが盛り込まれないのか。盛り込んである部分も一部あるんですけども、先ほど凶師委員長が言ったように、やはりそこは具体的に書いていただきたい部分じゃないか。これに沿って、宮崎県にこれが足りないから国にお願いします、この部分が抜けているから国に財政支援をお願いしますというところまで持っていかないと、具体性に欠けるんじゃないかと思えますし、それが県の役割じゃないかと思うところです。何かにつけて、それは市町村がやるべきこと、それは民間、個人がやるべきことというふうな仕事の仕分けはされますけれども、では一体県の仕事というのは何なのかというものが、この子育て支援全般に対しては非常に思うところがあります。こういうものが県内格差についての考え方が余り盛り込まれないのはどうしてなのでしょう。

○京野こども政策課長 格差是正という部分では特段記載はしてありませんけれども、記述の中に、「地域における子育て支援の推進」という施策の方向の中で地域の実情に応じた子育て支援をする体制づくりに取り組むというものも掲げているところがございます。そしてアンケートを中山間地域と中山間地域以外の地域で分析いたしましても、傾向的にはほとんど同じでございます。どこが違うかという、子育てに関する悩み、不安の内容が、中山間地域の場合には「特にない」というのが特徴でございます、傾向的には一緒でございますので特段の記載をしていないところがございます。事業の中で地域の実情に応じた支援を行っていきたいと考えているところがございます。以上でございます。

○西村委員 市町村の財源の差とか、市町村の首長の意識の差が県民サービスにはね返らないような監視は、ぜひ今後もやっていただきたいと思えますし、既にこの市町村がやっていてこちらはやっていないというものが幾つかあると思うんです。そこをもっと浮き彫りにして、サービスが充実しているところに合わせていくということも必要だと思います。そこは今後のお願いにもなりますし、この行動計画がまだまだ盛り込める余裕があるのであれば、そこら辺も盛り込んでいただきたいと思えます。以上です。

○米良委員 最初、価値観の話をしました。それぞれ皆さん方からも話が出ましたが、この計画なるものを実のある実施計画に向けてどう移行していくかという一つの行動が、この中に反映をしていくかという大きな期待を持っておるわけでありまして。未婚化、晩婚化の話も出ましたが、要は子どもが生まれなければこれは解決できないことであって、支え合う社会づくりというのは、それから後についてくる問題である

うと思えます。どう子どもを生ませるかと言うと語弊があるかも知れませんが、「女性は子どもを生む機械だ」と言って問題になった国会議員がおります。そういうことはけしからんと思いますが、生んでもらわなければ解決できないということを前提にすれば、私が当初言いましたように、中学生、高校生に対する講座の場、教育の場といいたしめようか、本当に子どもを生んでいかなければ大変なんですよという教育の場が提供されて初めて、子どもたちは理解をしていくんじゃないかと思うんです。

この前テレビを見ておりましたら、中学生の1割は性の体験があるそうです。高校生になりますと4割が性交の体験があるそうであります。つまり、これも価値観の問題だと思いますが、性を遊びの場として考えていけば問題だと思います。我々の時代はそういうことではありませんでした。決してそういうことではありませんでした。昔からの日本の伝統文化でしょうか、そういうものを教えはぐくむ場があって初めて子どもが生まれるんじゃないかということを考えますと、繰り返しになりますが、中学生、高校生に対する一つの教育の場というものをどんどんつくっていただく方がいいんじゃないかと思えます。問題提起になれば幸いだと思えます。そういうことを希望したいと思えますが、どうでしょうか。

○京野こども政策課長 先ほど申し上げましたけれども、高校生の家庭科の教科書（これは必須になっています）の中では、少子化の現状とか子育ての大切さが記載されておりまして、その中でいろんな議論はされていると思えます。ただ、教科書だけじゃなくて、高校生よりも年齢を下げるとか、教科書以外の場面で講座が開かれるとか、そういった部分についても教育委

員会と連携を図りながら推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○**図師委員長** ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**図師委員長** それでは、ないようですので、以上で福祉保健部の概要説明並びに質疑応答のほうを終わらせていただきたいと思います。

今後この計画が、今までの委員会での協議内容が十分反映される内容となりますようお願いいたしまして、きょうの質疑を閉めさせていただきます。どうもお疲れさまでございました。

では、退室いただいて結構です。

暫時休憩いたします。

午後12時14分休憩

午後12時16分再開

○**図師委員長** 委員会を再開いたします。

長時間にわたり御協議、どうもありがとうございました。

続きまして、今回は、閉会中の1月28日木曜日に委員会を予定しております。次回はいよいよ執行部を呼んで説明聴取ができる委員会としては最後となります。また、委員会報告の骨子（案）についても次回提示させていただきたいと思っております。

執行部から聴取しておく必要があるような事項もしくは資料要求等ございましたら御意見をお伺いいたしますが、いかがでしょうか。

では、委員長、副委員長に一任いただくというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**図師委員長** では、その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**図師委員長** それでは、繰り返しになりますが、次回委員会は1月28日木曜日を予定しております。委員の皆様のお出席をお願いしたいと思います。

それでは、以上で委員会を閉会いたします。

午後12時18分閉会